

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱の制定について
(通達)

平成2年12月25日

福岡県警察本部内訓第38号

本部長

この度、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱を次のとおり制定し、平成3年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この要綱は、地域交通安全活動推進委員の委嘱の手続、活動の具体的内容、解嘱の手続等及び地域交通安全活動推進委員協議会の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）その他別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 推進委員 法第108条の29第1項の規定により、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が地域交通安全活動推進委員として委嘱する者をいう。
- 2 協議会 法第108条の30第1項の規定により、推進委員が組織する地域交通安全活動推進委員協議会をいう。
- 3 推進センター 法第108条の31第1項の規定により、公安委員会が福岡県交通安全活動推進センターとして指定するものをいう。

第4 地域交通安全活動推進委員

1 定数及び配置

推進委員の定数及び配置は、別に定める。

2 委嘱の手続

- (1) 警察署長は、管轄区域内に居住し、又は勤務するなど当該管轄区域の交通の状況に精通している者で、法第108条の29第1項各号に規定する要件を満たし推進委員として適任と認められるものを地域交通安全活動推進委員推薦書（様式第1号）により、警察本部長を経て公安委員会に推薦するものとする。
- (2) 警察本部長は、(1)の推薦のあった者について審査を行い、その結果推進委員として

適任と認めた場合は、公安委員会に対し委嘱の決定を求めるものとする。

(3) 公安委員会の委嘱の決定があったときは、委嘱状（様式第2号）を交付するとともに、地域交通安全活動推進委員証（規則別記様式第1号。以下「推進委員証」という。）及び標章（規則別記様式第2号）を貸与するものとする。

(4) 交通企画課長及び警察署長は、推進委員が委嘱されたときは、速やかに、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を公示するなど、関係する住民に周知させるための必要な措置を講じるものとする。

(5) 推進委員に欠員を生じたときは、(1) から (4) までの手続を経て、その後任者を委嘱することができるものとする。この場合において、後任者の任期は、委嘱の日から2年とする。

(6) 推進委員を再委嘱しようとするときは、(1) から (4) までの手続を経て行うものとする。

3 講習の内容等

(1) 交通企画課長は、委嘱後、速やかに、次に掲げる事項について講習を行うほか、随時必要な指導を行うものとする。

ア 推進委員の職務及び心構え

イ 県内の交通の実態

ウ 推進委員の活動要領

エ 道路交通関係法令の基礎的知識

オ 交通安全教育の実施要領

(2) 交通企画課長は、規則第8条第2項の規定により講習の実施を委託した推進センターに対し、必要な指導監督を行うものとする。

4 活動の区域及び具体的内容

(1) 推進委員の活動区域は、原則として当該推進委員が属する協議会の区域内の地域とする。

(2) 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動の主な具体的内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号関係）

(ア) 地域の高齢者に対して、身近な交通事故多発箇所等を示すとともに、歩行中の事故を防止するための通行方法を理解させる交通安全教育

(イ) 活動区域内の幼児・児童の保護者に対して、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項その他保護者として果たすべき役割を理解させる交通安全教育

(ウ) 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、道路を安全に通行するために留意すべき事項等の指導

(エ) 警察、推進センター等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に

対して行う交通安全教育

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号関係）

（ア） 高齢者、障がいのある人等が、歩行又は自転車等の利用により道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮についての啓発活動

（イ） 高齢運転者標識等を表示する自動車に対する保護又は配慮についての啓発活動

（ウ） 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上についての啓発活動

ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号関係）

（ア） 違法駐車問題等に関する住民運動の盛上げを図る活動

（イ） 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発活動

（ウ） 適正な車両の駐りに資するための情報提供活動

エ 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号関係）

（ア） 自転車の利用者に対してちらしの配布などにより、通行ルールの周知を図る活動

（イ） 自転車の利用者に対して通行ルール厳守の徹底を図るための街頭における指導啓発活動

オ 広報及び啓発をする活動（規則第4条第1号関係）

（ア） 交通事故防止対策、暴走族追放、違法駐車追放等の会合の実施

（イ） 交通安全に関するちらしの配布及びポスターの掲示

（ウ） 子供、老人等に対する交通事故防止の呼び掛け

カ 団体又は個人に対し協力を要請する活動（規則第4条第2号関係）

（ア） 自治会、町内会等に対する違法駐車抑止運動、交通安全運動等への参加の働き掛け

（イ） 各種行事の主催者に対する臨時駐車場の確保、案内板の設置等自主交通安全対策の働き掛け

（ウ） 企業、商店等に対する自主交通安全対策の働き掛け

キ 住民からの相談に応じる活動（規則第4条第3号関係）

（ア） 交通相談日を設定しての相談の受理

（イ） 地域の各種行事と連動した青空相談所の開設

ク 関係機関等の活動に協力し、又はその活動を援助する活動（規則第4条第4号関係）

（ア） 交通に関する各種警察活動に対する協力又は援助

（イ） 市（区）町村、企業等の自主交通安全運動への協力

- (ウ) 商店会、自治会等の自主交通対策への協力
- (エ) 信号機、道路標識等交通安全施設の故障又は破損箇所の連絡
- ケ アからクまでの活動を行うための調査活動（規則第4条第5号関係）
- (ア) 違法駐車、暴走族等交通問題の住民へのアンケートの実施
- (イ) 地域内の交通危険箇所等の実地調査
- (ウ) 駐車実態の調査等、推進委員としての活動に必要な資料の収集

5 解嘱の手続

- (1) 警察署長は、管轄区域内の協議会に属する推進委員が、法第108条の29第5項各号に規定する解嘱事由のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（様式第3号）により、警察本部長を経由して公安委員会に解嘱を上申するものとする。
- (2) 警察本部長は、（1）により警察署長から上申を受けたときは、速やかに、解嘱事由に該当する事実の有無を調査するものとする。
- (3) （2）の調査の結果、推進委員が解嘱事由に該当すると認めたときは、交通部長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところにより、その弁明の手続をとるものとする。この場合において、当該推進委員に対し、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を期日の2週間前までに当該推進委員に通知するものとする。
- (4) （3）により弁明の機会を与えた後、公安委員会に対し解嘱の決定を求めるものとする。
- (5) 推進委員の解嘱の決定があった場合は、解嘱通知書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のため交付することができないときは、この限りでない。

6 辞職の手続

- (1) 警察署長は、管轄区域内の協議会に属する推進委員から、辞職の申出を受けたときは、速やかに、警察本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。
- (2) 交通企画課長及び警察署長は、辞職が承認されたときは、辞職承認書（様式第5号）を交付するとともに、速やかに、当該推進委員の氏名、活動区域及び辞職した日を公示するなど、関係住民に周知させるための必要な措置を講じるものとする。

7 推進委員証及び標章の再交付

警察署長は、管轄区域内の協議会に属する推進委員から推進委員証又は標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の届出を受けたときは、速やかに、必要な調査を行った後、／地域交通安全活動推進委員証／標章／再交付申請書（様式第6号）により、交通企画課長に再交付の手続をとるものとする。この場合において、交通企画課長は、事実の有無を調査の上、再交付するものとする。

8 推進委員証及び標章の返納

警察署長は、管轄区域内の協議会に属する推進委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに推進委員証及び標章を返納させるものとする。

- (1) 解職されたとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞職したとき。
- (4) 推進委員証及び標章の再交付を受けた後において、亡失した推進委員証又は標章を発見し、又は回復したとき。

9 備付簿冊

交通企画課長は、推進委員の委嘱状況を明らかにするため、地域交通安全活動推進委員委嘱簿（様式第7号）を備え付けておくものとする。

10 運用上の配慮事項

警察署長は、規則第5条に規定するもののほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 推進委員の活動実態を把握するとともに、管内の交通実態に応じて弾力的かつ効率的に運用すること。
- (2) 推進委員に、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らすことがないように指導すること。
- (3) 推進委員の活動内容、職務規律その他職務に関し、必要な事項について指導すること。
- (4) 推進委員の活動に当たっては、受傷事故の防止について指導すること。

第5 地域交通安全活動推進委員協議会

1 組織

協議会は、警察署の管轄区域ごとに推進委員により組織するものとする。

2 意見の申出の受理

警察署長は、協議会からの意見の申出は、意見申出書（福岡県道路交通法施行細則様式第67号）により行わせ、次により処理するものとする。

- (1) 警察署長に対する意見の申出については、その内容を速やかに検討し、結果を協議会に回答すること。
- (2) 公安委員会に対する意見の申出については、当該意見申出書に当該警察署長の意見を付し、交通部長に報告すること。
- (3) (2)の意見の申出のうち、回答を必要とするときは、交通部長が当該警察署長を経由して協議会に回答すること。

3 報告又は資料の提出要求

- (1) 警察署長は、協議会の適正な運営を図るため、協議会に対し報告又は資料の提出を要求する必要があるときは、／報告／資料提出／要求上申書（様式第8号）により、交通部長に上

申すること。

(2) 交通部長は、(1)の上申があったときは、内容を審査し、その必要があると認めるときは、／報告／資料提出／要求書(様式第9号)により警察署長を経由して、当該協議会に対し報告又は資料の提出を要求するものとする。

(3) 警察署長は、(2)により当該協議会から報告又は資料提出を受けたときは、その内容を検討し、勧告措置の要否等の意見を付し、関係書類を交通部長に送付するものとする。

4 勧告の手続

(1) 警察署長は、協議会に対し勧告を行う必要があるときは、勧告上申書(様式第10号)により交通部長に上申するものとする。

(2) 交通部長は、(1)の上申又は3の(3)の送付を受けた場合において必要があると認めるときは、勧告書(様式第11号)により、警察署長を経由して当該協議会に対し、所要の改善を行うよう勧告するものとする。

(3) 警察署長は、(2)の勧告により当該協議会が改善に必要な措置を講じたときは、その状況を関係書類とともに交通部長に報告しなければならない。

第6 推進センターに対する指導等

1 交通企画課長の指導

交通企画課長は、推進センターが行う協議会に関する事業について、指導するものとする。

2 警察署長の配意

警察署長は、推進センターが行う協議会に関する事業について、効率的な推進が図れるよう配意するものとする。

第7 報告

1 重要特異事案の報告

警察署長は、推進委員の活動に関して、重要特異な事案が発生した場合は、速やかに、交通部長に報告しなければならない。

2 活動結果の報告

警察署長は、推進委員の四半期ごとの活動結果を翌月20日までに、地域交通安全活動推進委員活動状況報告書(様式第12号)により、交通部長に報告しなければならない。